

平成30年度 山梨県森林審議会（第1回）会議録

- 1 日時：平成30年5月15日（火）午後2時00分～3時50分
- 2 場所：山梨県庁防災新館407会議室
- 3 出席者（敬称略）
（委員）神宮寺 守、杉本 光男、辻 一幸、中田 勝彦、別宮 有紀子、山際 真理、
若尾 直子、若狭 美穂子、若林 一明
（事務局）島田林務長、山本森林環境部次長、金子森林環境部技監、保坂森林環境総務課
長、増田森林整備課長、中込治山林道課長、関岡中北林務環境事務所長、金丸森
林環境総務課森林企画監、深水森林整備課課長補佐、天野林業振興課課長補佐、
金丸県有林課課長補佐、三井治山林道課総括課長補佐、横地治山林道課課長補佐、
末木治山林道課課長補佐
- 4 傍聴者等の数 5人
- 5 会議次第
 - （1）開会
 - （2）森林環境部 林務長あいさつ
 - （3）会長あいさつ
 - （4）議事
 - （5）閉会
- 6 会議に付した案件
 - （1）審議事項
富士川上流地域森林計画の変更について【公開】
 - （2）報告事項
国の森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の概要について【公開】

7 議事の概要：

司会（深水 森林整備課課長補佐）：

ただ今から山梨県森林審議会を開会いたします。委員の皆様には、大変お忙しいところ森林審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。私は司会進行を務めます、森林整備課の深水です。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、森林審議会の成立についてですが、「山梨県森林審議会運営規則」第5条によりまして委員の出席が過半数以上必要とされております。当審議会の委員数は15名でありまして、本日は9名の御出席をいただいておりますので、審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、森林審議会の審議につきましては公開となっており、会議録は後日、県庁のホームページで閲覧が可能となります。また「山梨県森林審議会傍聴要領」により、審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席を設定してございます。

次に、本日は平成30年度の第1回目の森林審議会となりますので、県職員を御紹介いたします。（所属長以上紹介）

それでは次第に従いまして、島田林務長よりごあいさつを申し上げます。

島田 林務長：
（あいさつ）

司会：
続きまして、審議会会長のごあいさつをいただきます。会長よろしくお願いいたします。

会長：
（あいさつ）

司会：
ありがとうございました。次に議長の選出ですが、「森林審議会運営規則」第3条によりまして、議長は会長が当たることとなっておりますので、会長よろしくお願いいたします。

議長（会長）：
議事に入ります前に、「山梨県森林審議会運営規則」第7条第2項により、本日の会議録署名委員を指名することとなっておりますが、議長から指名させていただいてよろしいで

しょうか。

委員：

（議長一任）

議長：

それでは議長から指名をさせていただきます。本日の出席委員の中で、委員と委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

まず第一に、富士川上流地域森林計画の変更計画案を議題といたします。

まず、事務局の説明をお願いします。

増田 森林整備課長：

（参考「地域森林計画書（富士川上流森林計画区）」説明）

中込 治山林道課長：

（資料 1-1「地域森林計画（富士川上流計画区）の変更について（概要）」、資料 1-2「井富生産基盤強化区域及び路網計画図」説明）

議長：

事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。変更計画の内容について、御意見、御質問のある方、挙手をお願いします。

委員：

当初計画されていなかった林道をこの地域の中央に通すことで、材木を効率的に運べるようになるということがよく分かり、必要性も理解できたのですが、逆にこの林道を通すことによるデメリットは何かありますか。

中込 治山林道課長：

現地の八ヶ岳山麓は、非常に傾斜が緩いところでございますので、路網の規格が大きくなることに伴って災害の危険が増えるということは考えにくく、取り立ててデメリットはないと考えております。

議長：

他にいかがですか。

委員：

資料1-1の1の変更理由の一つ目の丸印のところですが、本県では身延町において大型の木材加工施設が建設されるとあります。まず、大型というのはどの程度の規模でしょうか。そして、その木材加工というのは合板なのでしょうか。CLTではないのですか。

中込 治山林道課長：

身延町に建設が予定されている合板工場は、株式会社キーテックという企業でございます。年間の原木消費量は、国産材を12万立方メートル、そのうち県産材は6万立方メートルを想定しているそうでございます。

島田 林務長：

補足いたします。キーテックの木更津工場では、構造用合板とLVLが製造されています。CLTではなくてLVLです。これは今、非常に好調な分野であります。今、中込治山林道課長の方から説明のあった身延町の合板工場の計画では、6万立方メートルの県産材を使うという説明でしたけれども、平成28年度の山梨県の木材生産量は20万立方メートルですから、この工場ができるとさらにここで6万立方メートルの加工需要ができます。これまで県外の合板工場に出していたところが、県内で加工ができるということは、非常に大きなメリットです。そういった意味でも、非常に影響のある工場であります。

委員：

よく分かりました。

議長：

他にいかがでしょうか。

委員：

同じく資料の変更理由の記載の中で、集荷圏という言葉が出ていますが、この集荷圏として山梨県は恐らくメリットがある良い位置づけになっているのではないかと思います。この集荷圏というものは、おおまかに言うとどの辺の範囲になるのでしょうか。そして、キーテックの本社とこの集荷圏の関係はどのようになっているのか、簡単に御説明ください。

中込 治山林道課長：

キーテックの本社は東京で、工場は千葉県の木更津にもございます。身延町に建設される工場の集荷圏は、基本的に山梨県全域が集荷圏という位置づけになると思います。

議長：

よろしいでしょうか。

委員：

はい。

議長：

他にいかがでしょうか。

委員：

配布された資料の路網計画図の中で、オレンジ色の点線で表示されている作業道ですが、これは今回計画された林業生産基盤整備道を開設した後に作っていくのでしょうか。そうになると、その後の計画はどのようになるのかというのが一点。

それからもう一点は、10年以上くらい前に、 連合会から、地元の材料を使った何かを教えてください、本に載せるので、という相談があった際に、確か河口湖とかあちらの方の児童福祉センターか何かで、当時松くい虫の被害にあった材木を使って合板を作って、その内装材の合板として使ったというようなことを見つけまして、それを紹介したことがありました。前回の審議会の時にも、松くい虫のお話も出ましたので、そういうものも積極的に内装材として大型工場で利用していただくことができないものかと思います。

中込 治山林道課長：

私の方から作業道の作設についてお答えをいたします。この林道を認めていただいた場合は、起点側と終点側の両方から開設工事を始めていきます。その中で、できたところから順次作業道を作設していく予定です。

島田 林務長：

今回キーテックが使う木は、主にスギとアカマツです。そういった意味では、アカマツは今度の工場ですでに使われるということです。

もう一つは、キーテックがかなり前から木更津工場で山梨県のカラマツをかなり大量に、2万立方メートルくらいは挽いて合板を作っています。その中で、スギとアカマツについては県内の身延で挽き、カラマツも合わせて引き取るということでもありますので、県内のアカマツの行き先とすると非常に有望だと思えます。

ただ、被害が進んでしまった松くい虫被害木というのは、今はほとんどチップで使われています。被害の程度によるのでしょうけれども、構造用合板は強度を求めているかなければなりませんので、そこをクリアできるもの以外は使えないのではないかと思います。

一方で、今アカマツは、松くい虫の防除のためにエリアを決め、樹種転換というものを進めております。アカマツを伐って他の樹種に変えていくということですが、伐ったアカマツの使う先として有効になるとは思います。

議長：

はい、どうぞ。

委員：

何点かお聞きしたいと思いますが、まずはじめに林業振興課にお聞きしたいと思います。キーテックは木更津にあるということですが、首都圏を通るために時間がかかるので、遠い福井へ木を出していたというような経緯がありますけども、今もそれはやっているのかどうかお聞きしたいと思います。

天野 林業振興課課長補佐：

林業振興課の課長補佐の天野と申します。県外への合板用として、県森連を通して石川県の方へ出しているという事例がございます。キーテックの関係では、おっしゃるような話はなく、木更津への直送は今行われているところでございます。

委員：

すみません。ちょっと勘違いしたので、それは結構です。

次にお聞きしたいのは、また勉強不足で申し訳ありませんが、井富の生産基盤強化区域とありますが、この計画区の中で生産基盤強化区域というものは何箇所くらい設定されているのかをお伺いしたいと思います。

中込 治山林道課長：

井富以外の生産基盤強化区域は、この富士川上流の計画区ですと甲州市に1箇所、笛吹市に1箇所を設定しております。

委員：

井富には、高性能林業機械を扱える優秀な事業者がありますので、非常にいい計画で着実に実行できるのではないかと想像をしております。高性能林業機械を使って、これからはいろいろやっていくということになるかと思いますが、県が補助していた高性能林業機械のレンタル制度が去年でもう廃止されたと聞きました。それはどうしてなのか、伺いたいと思います。

天野 林業振興課課長補佐：

高性能林業機械のレンタルですが、昨年度で終了となりました。平成30年度からは国の補助事業もございますので、そちらのリースの事業を御活用いただければと思います。

委員：

ありがとうございました。

議長：

はい、どうぞ。

委員：

いろいろな説明の中で、納得というか理解は十分できました。

いろいろな物事に、今時代は持続可能性という言葉がうたわれております。森林荒廃ということが言われながら、まさしく持続可能な林業というものが、間伐と長伐期化という形で私どもに概念づけられました。生産基盤強化区域というものを設定することにより、伐期に達した森林で新しい林業のモデルを作るといった計画が、今日説明されました。これは非常に先進的な考えであると思います。

山梨の川下が、バイオマス発電やキーテックといった話題で賑わい、私ども現場を預かる立場の者としては、非常にビッグチャンスが到来していると思っています。今までは、森林は緑であることが何よりということでしたが、これからは高齢級に達した森林は若返りを図るということで、もう一回原点に戻って、林業とは、森とはどういうものかという根本のところからスタートしたいと思います。今日の説明は理解ができたと思いますので、ぜひ一つのモデルとして、これを強力に進めていただければと思っています。

議長：

他にいかがでしょうか。

委員：

基本的に、この林道ができた後は間伐が行われるという理解でよろしいでしょうか。9 齡級から 18 齡級だと、皆伐しても別におかしくはないと思いますが、施業としては利用間伐なのでしょうか。

中込 治山林道課長：

この場所の県有林におきましては、大径材を生産することが計画されております。カラマツの大径材だと、伐期が 80 年ということになりますので、利用間伐ということで今のところ 1 万立方メートルほどを計画している状況でございます。

委員：

それともう一つ聞きたいのですが、その場合は高性能林業機械が林内に入って伐採するというのでしょうか。いわゆる索道とかケーブルクレーンではなく、高性能林業機械が伐採するという理解でよろしいでしょうか。よろしければ結構です。

議長：

他に意見はありますか。はい、それでは出尽くしたようですので、お諮りをいたします。富士川上流地域森林計画変更計画案については、事務局の計画案通りの内容で御承認をいただけますでしょうか。

委員：

(承認)

議長：

ありがとうございました。それでは事務局案のとおり決定をさせていただきます。

今の決定内容を、答申させていただきたいと思います。答申書の作成については会長に御一任をさせていただきたいと思いますが、この点も御承認いただけますでしょうか。

委員：

(承認)

議長：

ありがとうございました。それでは会長に一任とさせていただきます。

それでは次に、報告事項に移ります。「国の森林環境税(仮称)及び森林環境税譲与税(仮称)の概要について」でございますが、内容についてまず事務局から説明をお願いします。

保坂 森林環境総務課課長：

(資料2「国の森林環境税(仮称)及び森林環境税譲与税(仮称)の概要について」説明)

議長：

ありがとうございました。森林環境税についての経過並びに内容についての説明が終わりましたが、御質問、御意見等ありましたら、どうぞお願いします。

委員：

森林所有者に対し森林管理の責務を明確化させる、と書いてありますが、これは「あなたがやらなければだめですよ」という言葉だけなのではないでしょうか。それとも何かいろいろな縛りのようなものがあると考えてよいのでしょうか。

保坂 森林環境総務課課長：

基本的に責務でございますので、努力していただきたいということが趣旨でございます、個別具体的に義務を課すというものではございません。

議長：

今、個人の森林所有者の所有というものが非常に不明であるわけです。その辺をしっかりとった環境ではっきりさせて、森林の所有内容などをはっきりさせる中で、こういった取り組みを具体化していかないと、所有者さえまったく自分の山が分からなくなる状況で、あるいは山をそのままにしてよそに出てしまうというような状況が、民有林にはたくさんあります。その辺から始めていかなければと思います。明確化については、自治体へ与えられる内容というものは、林地台帳の整備から始まり、その辺の個人の所有内容を台帳上で明確にしながら、この譲与税が実際に降りてきて、そこで所有者と行政がこの整備について真剣に取り組んでいくと。あるいは、放棄することも出てくるわけですね。放棄したものは、少しずつ自治体が引き受けて、それも明確化していかなければならないよ、ということになっています。そういう制度設計をしてきています。

他にどうでしょうか。

委員：

森林環境税につきましては、会長が非常に努力されてやっと日の目を見たということで、喜ばしいことですが、ただちょっと懸念がございます。

森林環境総務課に伺いますけども、山梨県でも独自の制度を設けて 2 期目になっているところです。これと国の制度の、二つの制度があるということで、民間の人からは若干、2 回取られるのかと、取られるという表現は悪いのですが、そういう言い方をする方もいらっしゃると思います。そこで、県版の環境税と国版のシステムが違うのかどうか、また、他の県ではどんなふうになっているのかということをお伺いしたいと思います。

保坂 森林環境総務課長：

今御質問がありましたとおり、確かに一般的には二重課税ではないかというような御批判も聞いているところではございます。税制の仕組みからいきますと、国と都道府県が税金をかけるということは一般的には二重課税というものには当たりませんが、御懸念の趣旨を考えてみますと、確かにそもそも県の森林環境税も森林整備を目的としておりますし、国の森林環境税も森林整備を目的とするということで、一番の懸念は森林整備にそれほどの費用が必要なのか、十分な財政需要があるのかという御懸念だと承知をしております。これにつきましては、国の森林環境税もそうですし、県の森林環境税もそうですが、目的が、税収の用途が極めて明確に定まっておりますので、何に使ったのかということをおまづ国民あるいは県民の皆様方にきちり説明して、御理解をいただくのではないかと考えております。

議長：

今、委員から言われたような課題も、結構国でも議論されてきたところです。実をいうと、森林環境税は全国で既に 37 府県で導入しています。県が国に先行してということでは

ないですけれども、この発想はもともとは国に対する森林環境税要望から出てきたものです。これがなかなか実らなかったものですから、各県がそれなりに森林の整備をしなければならぬ中で導入を開始して、山梨県もその一つの県になったということです。

山梨県の知事は、我々自治体がこういう取り組みをしていることについて、県の森林環境税を作ることを遅らせてきてくれましたが、あまりにも世の中の流れが森林環境税というように、全国が、各県が騒ぎ出した中で、山梨県が森林県として導入をしないのはおかしいじゃないかということもあり、県の森林環境税の導入に至ったようです。前の知事が、私どもが運動している中で、どうしようかな、という相談もしてくれました。

私が山梨の概要をみた場合に、山梨県には4割以上の県有林がありますので、やはり県有林を活性化していかなければならないと同時に、6割近い市町村の民有林の放置林野というものに対しては、県の森林環境税だけでは足りなさを感じられます。この新しい森林環境税ができた時には、それぞれの県が持っている独自性の中で、当然その辺の用途の仕分けをしたとしても、財源はいくらあっても足りないわけです。

極端に言えば、国と県の両方が税金を取っても、森林にかかるお金はもっともっと必要だと言わせてもらいたいくらい、十分使えと、必要だと思っています。

すでに東北の東日本大震災の復興のため1,000円ずつ税金が取られていますので、そこでこれが終わると同時に国の森林環境税の徴収を開始して、これを森林に還元するというのが、先ほど説明された国のシステムです。この延長の中で、これが位置づけられていけば、600億円の財源が出てくる中で、民有林や地域の活性化に本当に繋がっていく。そしてその新しい循環を、川上から川下への木材の循環を、山村からスタートさせていくところに来ているような気がします。

そのようなことで、県で取っている森林環境税というものは、そういった話題の中にありますけれども、とりあえずはその辺の使い方というものは、各県で間違いなく工夫をするだけの情報が出ているという私どもの計算の中で、お願いをしてきたということです。

20年以上運動してきました。20年以上運動してきましたが、最初は全国で34の自治体しか集まりませんでした。今は、この運動が900団体になって、つまり市町村と地方議会が900団体になって、一大運動となりました。災害の姿を見たとき、やっぱり山が強くなると、木をちゃんと整備しないと大きな災害になるということが、最近非常に増えている中で、国でも相当理解をしてくれて、林野庁と総務省が一緒になって、この運動に理解を示していただいて、今日にこぎつけました。間違いなく山梨県の市町村も、県の森林協会等をお願いをしながら、これに向かって取り組んでいきます。

昭和町には山がないけれども、人口に応じて譲与税の配分があります。この人口に応じてということで、都市部の自治体でも譲与税がもらえるわけです。「都市が何で山へお金を出すんだ」という反対が非常に強かったので、人口による配分を決めていただきました。それをどういうところで使うかといえば、木材利用に使っていただきたいと。山の木を使って都市で家を建てるとか、あらゆる木材利用にこのお金を使っていただきたいという提案を、制度設計の中でさせていただいたところ、都市部の自治体もそれならいいというこ

とで、話が前進したというような経緯がありました。全国で賛成していただきました。

保坂 森林環境総務課長：

ちょっとよろしいでしょうか。

議長：

はい、どうぞ。

保坂 森林環境総務課長：

今、会長に御説明いただいてありがとうございます。私の方で先ほど説明が足りなかった部分だけ補足させてください。

県の森林環境税でございますが、これは主に荒廃した民有林の整備に使わせていただいております。一方、今度新たに導入される国の森林環境税でございますが、説明が繰り返しくなりましても、市町村が主体となって実施する事業がその主な用途となります。その事業としては、木材利用の促進もありますし、担い手育成とか、さまざまな目的がございます。確かに一見、県の目的と重なるところもありますが、これまでの県の取り組み、それから国の動向も見ながら、市町村と緊密に連携を取って、国と県の森林環境税を調整していきたいと考えております。

平成 31 年度から事業が始まりますので、今年度はそれに向けて取り組んでいきたいと考えております。どうぞ御理解をお願いいたします。

議長：

県の指導もよろしくをお願いします。市町村への指導がやはり大事です。他にいかがですか。

委員：

会長に、国の森林環境税の配分についての経緯を教えてくださいなのですが、人口が譲与税の配分要素の 30%を占めることについて、どのような議論がありましたか？

議長：

これはやはり、運動している側はどうしても地元の足元を見ながら、地域を見ながらの運動をしてきたわけです。

当然、山を何とか再生しようということで運動してきたわけですがけれども、やはりこの制度設計をしていく中で、では下流域はどうかと考えます。下流域の人たちが税を負担するのに、その見返りはどうなるのかという話題も出てきたわけです。それはやはり、我々からしたら、いや下流域の人々も水を飲んでいるではないか、うまい空気もみんな吸っているではないか、ということは思いながらも、それだけでは下流域の恩恵にはならないわ

けですね。

それで、税制調査会へかける中で国の関係者と一緒になって、下流域へどういう恩恵を示すかという話の中で、やはりこれは人口に応じて譲与税を配分するべきだと。配分することについては、お金を受け取るだけではなくて、それを木材活用に、その下流域の木材活用に上流域の木材を使ってもらうということにすれば、川上から川下への木材の循環が生きてくるのではないか、そういった議論の経過がありました。最初は、下流域へ人口割の30%ということは考えられませんでした。

昭和町には山は全くないけれども、昭和町にも間違いなくお金が行きます。今まで昭和町は、林業団体協議会へも入っていませんでした。これからこの税が降りてくる中で、林業団体協議会や県の森林協会に、昭和町が入るといった話題が出てくることは、私はいいいことだと思います。

委員：

はい、分かりました。きっと、森林がないところを巻き込むための落としどころが30%だったのですね。

議長：

ちょっと多いような気がしますけどね。

東京には、人口の多さから、やはり相当な金額が入ると思います。

先ほどの話の中で思いましたけども、やはり東京の人たちの理解を得ることが難しかったという経過がありました。東京の人たちに理解してもらうために、山村と交流している区へ働きかけました。山村と交流している区へ、その交流している山村の自治体から呼びかけることによって、この森林環境税への理解を深めてもらいました。大阪の方は、いち早く声をあげてくれました。神奈川県横浜なども協力的でした。横浜は、道志川が上流の水源域になっていて飲料水の恩恵を受けているわけですので、そういった方向から働きかけを一步一步してきた先に良い関係ができればと思います。

この人口割のおかげで、都市と山村がもっと交流していくことができれば、良い関係が上流域と下流域で出てくるのではないかと、ということも一つの考え方になりました。そんなところですよ。一つ、県の指導をよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

委員：

利用について少し意見を申し上げたいと思います。実際にこの森林環境税が使われていく中、一方で、市町村にはこれから高齢化という大きな問題があると思います。

私の地元でも、森林・林業関係の方達の高齢化が進んでいることと、やはり職業としてとても狭い世界なので、一般の方たちにそれが見えないように思います。

「このお金がどう使われるの？」ということは、今後も必ず問われることだと思います

けども、私が提案したいことは、やはり県の指導も含めて指導者による指導の充実です。

今、高齢化が進む中で、引退された方たちがもう一度森林に向き合っている姿が多く見られます。これから、ますますそういう時代に差しかかっていると思います。自伐をしていこうなどと考えている方たちも大勢いたり、東京に出ているけれど自分の故郷には山があることを忘れていない方も大勢いますので、農業大学校があるように林業大学校があれば良いと思います。建物や設備といった施設のことを言っているのではなく、仕組み、中身の充実を申し上げたいと思います。もうすでに建物はたくさんありますよね。あまり使われていない建物、施設は探せばあると思いますので、そういうものを利用して、たくさんの知識を必要としている人達に伝える、そういったことを、県を挙げて取り組んでいただければ、どんどん森林の整備が進み、後継者ができてくるのではないかと思います。森林内に入って作業するということは、実際やろうと思ってもとても大変なことだと思いますので。

それから先ほど会長がおっしゃったように、森林環境税を理解してもらうために東京の人にアプローチしていく仕組みがあれば有効だと思います。都会の方たちは、今後譲与税の使い道を考えていくことになるわけなので、山を持っている山梨県の市町村から、このような商品があります、このような利用法がありますよ、ということ提案するために、積極的な広報活動を各市町村で行えば、お互いに良い交流ができてくるのではないかと、前々からお話をさせていただいております。

議長：

おっしゃるとおりです。私どもの町は、先ほど都市との交流ということで、品川区と姉妹提携を30年しています。早川町には山があり過ぎますから、品川区へ山を1つ差し上げてしまいました。そして、品川区は早川町に、「マウントしながわ」という山を持っています。そこへ品川区のみなさんが、年に何回か来て山の手入れにやってきて、交流しています。そういう交流の仕方を継続している中で森林環境税を理解してもらい、品川区は早川との関係で一番先に森林環境税賛成の名乗りを上げてくれました。そういう関係が結ばれていくことが大事だと思いながら、早川町は町を運営してきました。

今のお話に関して、高齢化、あるいは後継者の育成、人材確保等といったことは、県の方でもいろいろと取り組みをされているかと思います。

林務長、お話いただけますか。今の森林環境税の使途の中にも、そういったものが含まれるのでしょうか。

島田 林務長：

はい。人材育成や人材の確保といったことが、市町村の取り組みとして税を活用できることになっております。それ以外にも昨年度から、引退した人の活用について、地域林政アドバイザーが制度化されています。これは、人口が減少する中で重要なこととして総務省の方で地方交付税措置をして、森林・林業を経験した方、知識のある方、こちらを臨時

的に雇用する経費が支援されています。

やはり森林や林業は一般にあまり馴染みのないということもありますし、市町村職員もなかなか専門分野の方が少ないということもありますので、県の方からも市町村に働きかけて、できるだけこのような制度を活用していただけるよう勧めております。

また専門知識習得への支援につきましては、県では林業労働力確保促進法という法律に基づいて、林業労働センターを、県の森林協会の中に設置しております。こちらの方で首都圏に向けて新規就業者の確保ですとか、また就業された方に対する研修、例えば高性能林業機械の研修といった専門的なものも含めて実施しております。

このような取り組みにより、人材の育成も図っていきたいと思っております。そして、こちら新しい国の税の使途にもなって参りますので、今後市町村とも御相談しながら、効率的に取り組みが進められるよう調整を図って参りたいと考えております。

議長：

委員、ぜひ一言。森林環境税について、感想をお願いします。

委員：

先ほど会長がおっしゃったように、森林整備が進まない一番の原因として、境界の不明といったことがあります。これが市町村長の権限の中で、解消していくことができるようになります。この取り組みが進みますと、これまでも実施してきている、県の森林環境税を使った森林整備も一気に加速するものと思います。これまで森林組合が実際に事業を実施しようと思っても、所有者からハンコがもらえないとその段階でもう立往生となります。これが一番の支障でしたが、会長が御尽力されてきた中で新たな仕組みができ上がろうとしています。

そのような中で、先ほど委員の御発言にもありましたとおり、他県でも森林アカデミーとかいろいろありますが、もうちょっとゆるやかな格好の森林アカデミーというか、森の学校というかですね、林業大学校など、新しい取り組みの芽出しが出てくるように思います。森林審議会では、ぜひ発展的に審議を続けていければ良いと思っております。

議長：

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

委員：

質問や意見ではなくて、感じたことを述べさせてもらいたいと思います。実は私が審議会に参加させていただくようになってから、いろいろな現状を知るようになりまして、結構大変な現実を感じておりました。

それで、資料2の新たな森林管理システムの「 」の部分なのですが、以前、農地では農地法が枷（かせ）になってうまく回らないということがあったのですが、それがいろいろ

るな改正で「 」のようなシステムができて有効利用ができるようになったので、林地についてはどうかと今回質問しようと思っていたところ、この資料をいただきましたので、前進したと思い、とても喜ばしく思います。

ぜひこのシステムが成功して、放置されている林地ですとか、例えば親から林地を相続しても今の職業の関係で管理が難しい状況の人もいると思うので、そのような人たちの問題解決になるのではないかと思います。ぜひ関係者の皆さんには頑張ってもらいたいと思います。

議長：

おっしゃるとおりです。今まで解決が困難だった問題で、後回しにされてきたことが、新しい制度の中で、市町村の権限で処理が進んでいけばよいと思います。

他によろしいでしょうか。はい、どうぞ。

委員：

前回の審議会の時に、間伐木材がほとんどチップとしての使い道しかなく、もっと何か有効利用するアイデアはありませんかと会長に投げかけられましたけれども、これについて少し考えて参りました。

例えば、小径材を仮設の公衆トイレの囲いなどに利用するのはどうでしょうか。山梨県には花火大会がいくつかありますが、その時にいつも思うのが公衆トイレです。仮設なので情緒がないといつも感じていましたが、間伐材で三角形のパネルを作って、それに例えば、身延の和紙のように撥水性のある紙を番傘のように貼って、それをドーム型に組み合わせて仮設トイレを覆えば、一夜限りのぼんぼりのような風情で情緒を演出できるのではないかと思います。パネルと支点の金物を別々にしておけば、何度も組み立て直して大きさを変えて作れます。イメージとしてはフルーツ公園のガラスの温室と同じような構造で、パネルを組み合わせて球形を作る感じです。

地域材の有効利用になりますし、県外や外国からいらっしゃる方にも、好感を持っていただけるのではないかと思います。

議長：

いかがでしょう。県側でもそのような間伐材を有効利用するアイデアを考えていただければと思います。検討材料にしてください。面白いアイデアだと思います。委員の方で開発してくれてもよいですよ。

他にはよろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、審議事項と報告事項を閉じさせていただきます。積極的な御意見をありがとうございました。

島田 林務長：

（閉会あいさつ）

司会：

それではこれもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上